

監査委員制度の沿革

年 月 日	関係法令	内 容(身分・組織等関係)	内 容(職務権限関係)
S21. 9.27	府県制の改正	<p>監査委員の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性 格 <p>長の補助機関(都道府県吏員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定 数 <p>4人(議員=2人・学識経験者=2人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任 期 <p>議員委員・・・議員任期 学識経験委員・・・2年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選 任 <p>知事が議会の同意を得て選任</p>	<ul style="list-style-type: none"> a 経営に係る事業の管理・出納その他の事務の執行に係る監査 b 定例監査(年1回以上の上記aの監査) c 事務監査請求(直接請求)による監査 d 監督官庁の命令による監査 e 議会の請求による監査 f 例月及び臨時の出納検査 g 決算審査 h 監査結果の長への報告及び長の住民への公表
S22. 4.17	地方自治法の制定	<p>[委員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性 格 <p>長から独立した執行機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定 数 <p>4人(議員=2人・学識経験者=2人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任 期 <p>2年(議員=2年、議員任期内・学識経験者=2年)</p> <p>[職員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員の事務を補助する書記の設置が可能(監査委員が任免) 	<ul style="list-style-type: none"> a 公企業の管理及び地方公共団体の出納その他の事務の執行に係る監査 b 定例監査(年1回以上の上記aの監査) c 所轄行政庁又は議会の要求による要求事項の臨時監査 d 随時監査 e 例月及び臨時(年2回以上)の出納検査 f 決算審査 g 事務監査請求(直接請求)による監査 h 議会の請求による監査 i 監査結果の長への報告及び公表 j 議長の要求による議会への出席義務
S23. 7.20	地方自治法の改正		<ul style="list-style-type: none"> a 住民監査請求による監査 b 住民訴訟
S25. 5. 4	地方自治法の改正		<ul style="list-style-type: none"> a 事務監査請求(直接請求)の対象拡大 b 財政的援助団体等の監査 c 職員の賠償責任に関する監査

年 月 日	関係法令	内 容 (身分・組織等関係)	内 容 (職務権限関係)
S27. 8. 1	地方公営 企業法の 制定		地方公営企業の決算の審査
S27. 8.15	地方自治 法の改正	[委員関係] ・勤務形態 監査委員は原則非常勤 ただし、学識経験委員につい ては条例で常勤が可能	a 監査を行うに当たって、特 に意を用いるべき事項の明 文化 ・事務の能率化 (現行法第2条第14項) ・組織の合理化 (現行法第2条第15項) b 組織・運営の合理化の観点 から行う監査の結果に基づ く意見の提出
S31. 6.12	地方自治 法の改正	[委員関係] ・任期の延長 議員委員→4年 (議員任期) 学識経験委員→3年 ・常勤監査委員の条件 学識経験委員のうち条例で常 勤とする者については、事業 の管理運営や会計事務に係る 知識経験を有し、地方自治の 有識者である者から選任 ・親族の就職禁止 知事、副知事と一定の親族関 係にある者の監査委員への就 任禁止 ・監査執行上の除斥 委員と一定の親族関係にある 者の一身上に関する事件等に 係る監査からの除斥	a 関係人に関する規定 ・関係人への出頭要請 ・関係人に対する調査 ・関係人に対する帳簿・書類 等の提出要請 b 主務大臣又は知事からの委 任による監査 c 財政的援助団体等の監査に おける対象範囲の拡大 (出 資団体で政令で定めるもの、 借入金の元金又は利子の支 払を保証しているもの)
S36.11.20	地方自治 法の改正	[委員関係] ・委員と地方公共団体間の請 負契約の禁止等	
S38. 6. 8	地方自治 法の改正	[委員関係] ・代表監査委員 委員のうち1名を代表監査委 員とし補助職員の任免等の庶 務事項を処理 ・定 数	a 財務監査の対象の明確化 ・「出納その他の事務」から 「財務に関する事務」に拡大 b 主務大臣又は知事からの要 求による監査の対象の明確 化

年 月 日	関係法令	内 容 (身分・組織等関係)	内 容 (職務権限関係)
S41. 7. 5	地方公営企業法の改正	<p>議員委員～2名又は1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員以外の委員の条件 「学識経験を有する者」から「財務管理又は事業の経営管理に専門の知識又は経験を有する者（知識経験者）」へ ・知識経験委員は条例で常勤が可能 <p>[職員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の法制化 <p>都道府県における事務局の必置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事務に限らず、地方公共団体の事務及び機関委任事務に及ぶことを明文化 c 指定金融機関の監査 d 特定目的基金の運用状況審査 e 住民監査請求・住民訴訟・職員の賠償責任に関する監査に係る各規定の整備 <p>a 決算審査に当たって、特に意を用いるべき事項の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の基本原則（法第3条） <p>b 出納取扱金融機関等の監査</p> <p>c 職員の賠償責任に関する地方自治法の準用</p>
S49. 6. 1	地方自治法の改正	<p>[委員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期の延長 <p>知識経験委員～3年から4年に延長</p>	
S61. 4. 1	地方自治法の改正		<p>財政的援助団体等の監査における対象範囲の拡大（地方公共団体が受益権を有する不動産の信託に係る受託者）</p>
H 3. 4. 2	地方自治法の改正	<p>[委員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員以外の委員の条件 「知識経験者」から「行政運営に関して優れた識見を有する者」へ ・識見委員に係るOB制限 少なくとも1人は選任前5年間において地方公共団体の常勤職員でなかった者 ・識見委員に係る常勤化 少なくとも1人は常勤 	<p>a 行政監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務監査に加え、一般行政事務（機関委任事務を含む。）の執行についても対象 <p>b 財政的援助団体等の監査における対象範囲の拡大（公の施設の管理運営の受託者）</p> <p>c 議会の要求による監査の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関委任事務を包括 <p>d 合議の拡大</p>

年 月 日	関係法令	内 容 (身分・組織等関係)	内 容 (職務権限関係)
H 9. 6. 4	地方自治法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服務・懲戒等 委員の服務、懲戒等に関する規定を本法で明文化 →公正不偏 (第 198 条の 3 第 1 項) →守秘義務 (第 198 条の 3 第 2 項) →罷免事由 (第 197 条の 2) <p>[委員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町村の監査委員定数の見直し 2 人又は 1 人→2 人 ・ 識見委員に係る O B 制限の強化 <p>地方公共団体の常勤職員であった者は 1 人まで</p> <p>[職員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の法制化 <p>条例の定めるところにより、町村の監査委員に事務局の設置が可能</p> <p>(いずれも平成 10 年 4 月 1 日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例月出納検査、公金出納監査を除いて合議 (直接請求監査・議会請求監査・行政監査・定期監査・随時監査・主務大臣等要求監査・財政的援助団体等監査・決算審査) <p>a 監査結果に関する報告に基づいて長等が講じた措置の監査委員への通知と監査委員による公表 (平成 10 年 4 月 1 日以降に提出される監査結果報告から適用)</p> <p>b 外部監査制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長と外部監査人 (弁護士・公認会計士・監査実務精通者等) が契約を締結し、外部監査人が当該団体等の監査を実施 ・ 包括外部監査 (財務監査・財政的援助団体等監査) は都道府県、政令市、中核市が義務付け、その他の自治体は条例により導入が可能 ・ 個別外部監査 (事務監査請求、議会の監査請求・長の要求監査、長の財政的援助団体等監査の請求・住民監査請求) は条例により導入が可能 (公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲以内において政令で定める日 (平成 10 年 10 月 1 日) から施行)
H11. 7.16	地方自治法の改正		<p>a 機関委任事務制度の廃止と自治事務及び法定受託事務の創設</p> <p>b 主務大臣による要求監査制度の廃止</p>

年 月 日	関係法令	内 容(身分・組織等関係)	内 容(職務権限関係)
H14. 3.30	地方自治法の改正		<p>a 住民訴訟（4号訴訟）の被告を職員から団体（長）に変更</p> <p>b 違法な財務会計行為の差し止めを求める1号訴訟について「回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合」に限るとの要件を削除し対象を拡大するとともに、差し止めることが公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、差し止めできない旨の要件を新設</p> <p>c 従来、4号訴訟のみ認められてきた原告（住民）勝訴時の弁護士費用の公費負担を、すべての住民訴訟の類型に拡大</p> <p>d 住民訴訟の前提となる住民監査請求において、監査委員による暫定的な停止勧告制度を創設するとともに、監査委員による専門家からの意見聴取や監査委員の判断により監査時の意見聴取の場に請求人（住民）が立ち会うことができることとするなど、監査手続を充実</p> <p>e 財務会計職員に対し、賠償命令を行うことができる期間を3年から5年に延長 （公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成14年9月1日）から施行）</p>
H15. 6. 4	地方自治法の改正		<p>公の施設の管理についての指定管理者制度の導入に伴う財政的援助団体等の監査、包括外部監査及び個別外部監査における対象範囲の改正 （公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年9月2日）から施行）</p>

年 月 日	関係法令	内 容(身分・組織等関係)	内 容(職務権限関係)
H15. 9. 2	地方自治法施行令の改正		財政的援助団体等の監査に係る対象範囲の拡大(地方公共団体及び1又は2以上の調査等対象法人(当該地方公共団体が1/2以上の資本金等の出資をしている法人(当該地方公共団体と調査等対象法人が合わせて資本金等の1/2以上を支出している法人を含む))が合わせて1/4以上の資本金等を支出している法人)
H16. 6. 9	地方自治法の改正	[委員関係] 代表監査委員が処理すべき事項に、代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟について、当該普通地方公共団体を代表することを追加 (公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成17年4月1日)から施行)	
H18. 6. 7	地方自治法の改正	[委員関係] 識見を有する者から選任する監査委員の定数について、条例で増加可能	
H19. 6. 22	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定	[職員関係](右欄から) ・財政再生団体は、長の補助機関である職員を、当該財政再生団体に執行機関として置かれる委員会等の事務に従事させることが可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・長は、健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表 ・長は、公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表 ・包括外部監査人は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書

年 月 日	関係法令	内 容(身分・組織等関係)	内 容(職務権限関係)
H23. 5. 2	地方自治法の改正	監査委員事務局の共同設置が可能	<p>類について調査することが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない場合には、長に個別外部監査契約に基づく監査の請求を義務付け <p>(平成 21 年 4 月 1 日施行。一部、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日 (平成 20 年 4 月 1 日) から施行)</p> <p>* 健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の公表について H20.4.1 から施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して事務局等を設置することができる <p>(公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日 (平成 23 年 8 月 1 日) から施行)</p>